
令和6年度 教育委員会における
学校の働き方改革のための取組状況調査
【結果概要】



令和6年12月



1	調査概要	3
2	調査項目	4
3	結果概要	
	(1) 時間外在校等時間の分布の傾向	5
	(2) 中教審答申事項等に係る取組状況	9
	(3) 「3分類」に係る取組状況	14
	• 基本的には学校以外が担うべき業務	15
	• 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	16
	• 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務	17
	(4) 働き方改革の更なる推進に係る取組事例	
	• 教職員の勤務状況に係る地域・保護者への「見える化」	18
	• 学校種を超えた管理職の働き方改革研修	18
	• 地域・保護者向けの「共同メッセージ」の発表	19
	• スクールロイヤーへの相談体制充実による学校における課題対応の負担軽減	19
	• 部活動時間短縮と授業時数見直しの一体的推進	20
	• 共有フォルダの活用によるメールの発送件数の削減	21
	• 域内全小・中学校への時差出勤制度の導入	21
	• ICTの活用による問題作成・採点に係る負担軽減	22
	• 臨床心理士の派遣等によるストレスチェック結果の更なる活用	23
	• 適切な業務分担等のマネジメントの推進と併せた勤務間インターバル制度の導入	23

1 調査目的・趣旨

- 各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を明確にするとともに、取組事例の展開等を通じて、働き方改革の取組を促すことを目的として、毎年度調査を実施。
- 令和6年8月の中央教育審議会答申¹を踏まえ、教師の在校等時間の状況や、「学校・教師が担う業務に係る3分類」の取組状況を含む、教育委員会における学校の働き方改革の進捗状況等の現状把握のため、調査を実施。

2 調査基準日

令和6年9月1日時点

3 調査対象

- 学校（公立の幼稚園～高等学校）の教職員の服務監督を行う全ての教育委員会等※
（47都道府県教育委員会、20指定都市教育委員会、1731市区町村教育委員会・事務組合等）
※以下「教育委員会」とする。
- それぞれ所管している各学校に対する取組状況について回答
（例：都道府県教育委員会は主に高等学校・特別支援学校等、政令市・市区町村教育委員会は主に幼稚園・小学校・中学校等）

4 回答数

全ての教育委員会等 計1798

1. 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）～全ての子どもたちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～（令和6年8月27日 中央教育審議会）

3つの調査項目について、全ての教育委員会に対して調査を実施。



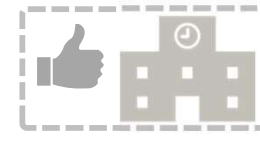
教師の勤務実態の把握

- 時間外在校等時間の状況
 - ※ 各教育委員会の所管する学校に在籍する教師（校長、副校長・教頭、教諭（指導教諭・主幹教諭を含む））について、令和5年度における月当たりの時間外在校等時間の分布状況を調査。
 - ※ 令和6年度末までに、全国の99.8%の教育委員会（1,795/1,798教育委員会）において、教師の在校等時間¹を客観的な方法で把握²。また、令和7年度には、全ての教育委員会が客観的な方法で把握を開始予定。



具体の取組の実施状況

- 令和6年8月の中央教育審議会答申を踏まえた取組状況や今後の予定
- 「学校・教師が担う業務に係る3分類」に係る業務の役割分担・適正化のために必要な取組



取組事例

- 学校における働き方改革推進のための具体の取組事例
- ↓
- 教育委員会の取組によって、当該地域の学校における働き方改革が推進されている事例等を紹介



1. 在校等時間：「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」において定める、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間

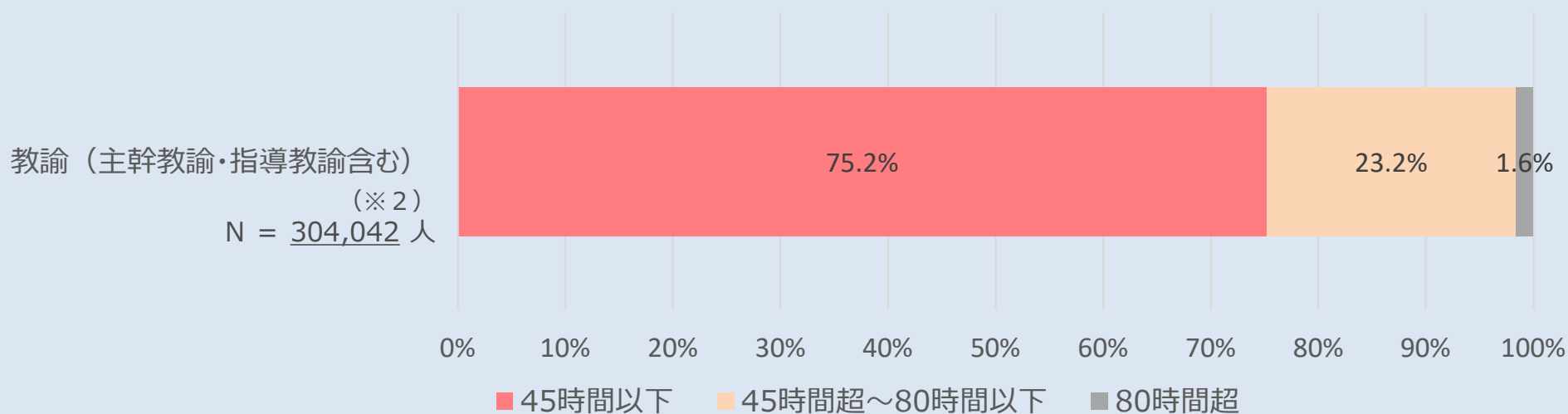
2. 所管する全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間を把握しており、かつ校外や土日・祝日などに校務として行う業務の時間も把握していること。

小学校

(義務教育学校前期課程を含む)

令和5年度の1年間を通じた、教諭の時間外在校等時間が「月45時間以下」の割合は75%程度となっている。

令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）における各月の時間外在校等時間（「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間）の時間区別の平均人数の割合（※1）



上記は、令和5年度において、所管する全小学校で客観把握を実施（※3）しており、かつ、校長、副校長・教頭、教諭（主幹教諭・指導教諭を含む）それぞれの職種別に在校等時間のデータを提供可能であった教育委員会（1,561教育委員会）に係るデータを対象としている。

※1 集計対象の教育委員会でそれぞれ把握している各月の時間区別人数の平均を足しあげた数の、合計人数に占める割合を算出。

※2 フルタイムで常勤している者に限る。

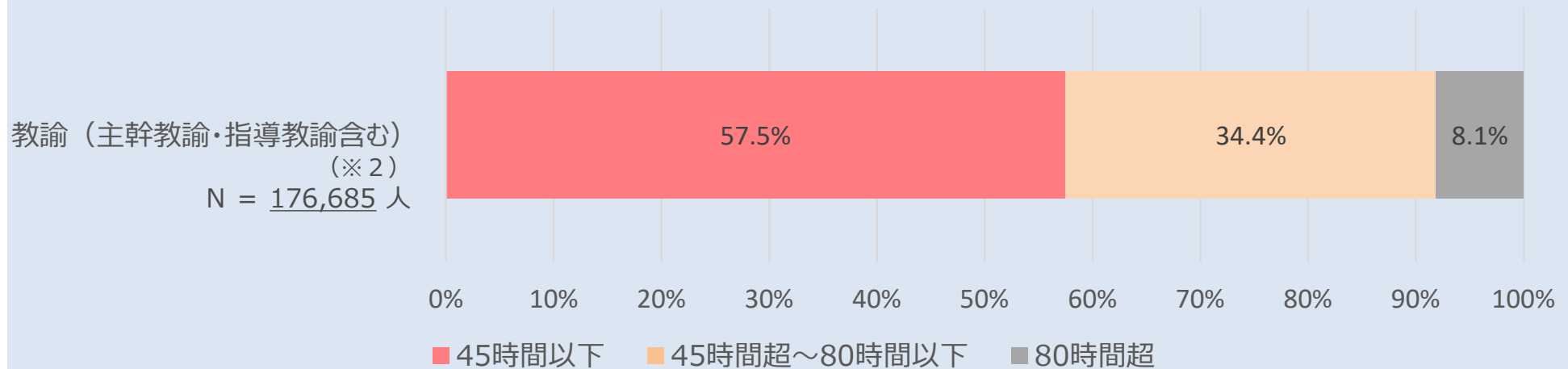
※3 ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間を把握しており、かつ校外や土日・祝日などに校務として行う業務の時間も把握している状況。

中学校

(義務教育学校(特別課程
中等教育学校(特別課程を含む))

令和5年度の1年間を通じた、教諭の時間外在校等時間が「月45時間以下」の割合は58%程度となっている。

令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）における各月の時間外在校等時間（「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間）の時間区分別の平均人数の割合（※1）



上記は、令和5年度において、所管する全中学校で客観把握を実施（※3）しており、かつ、校長、副校長・教頭、教諭（主幹教諭・指導教諭を含む）それぞれの職種別に在校等時間のデータを提供可能であった教育委員会（1,587教育委員会）に係るデータを対象としている。

※1 集計対象の教育委員会でそれぞれ把握している各月の時間区分別人数の平均を足しあげた数の、合計人数に占める割合を算出。

※2 フルタイムで常勤している者に限る。

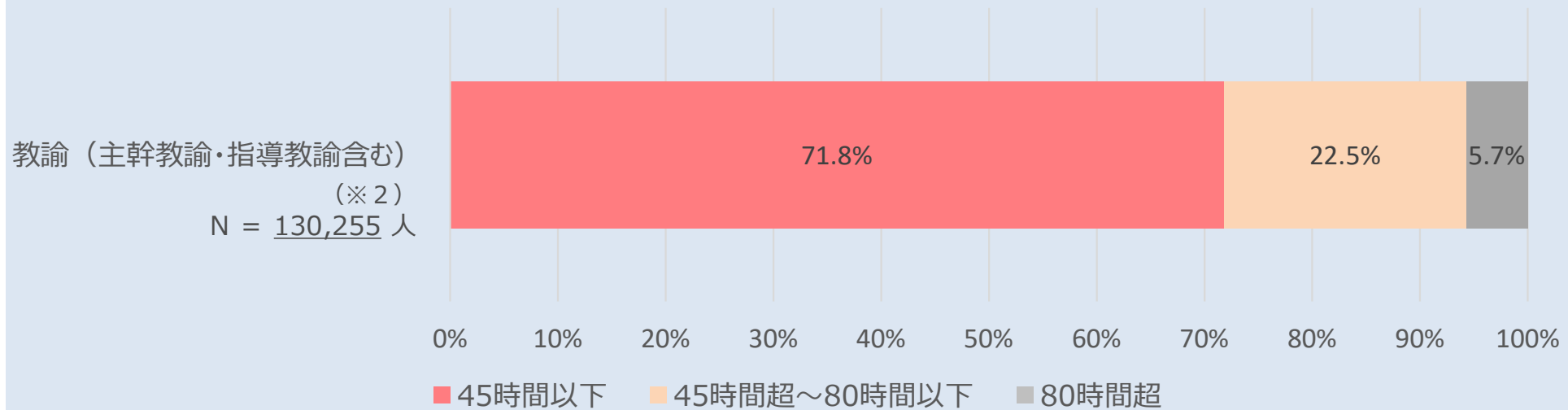
※3 ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間を把握しており、かつ校外や土日・祝日などに校務として行う業務の時間も把握している状況。

高等学校

(中等教育学校後期課程を含む)

令和5年度の1年間を通じた、教諭の時間外在校等時間が「月45時間以下」の割合は72%程度となっている。

令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）における各月の時間外在校等時間（「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間）の時間区分別の平均人数の割合（※1）



上記は、令和5年度において、所管する全高等学校で客観把握を実施（※3）しており、かつ、校長、副校長・教頭、教諭（主幹教諭・指導教諭を含む）それぞれの職種別に在校等時間のデータを提供可能であった教育委員会（136教育委員会）に係るデータを対象としている。

※1 集計対象の教育委員会でそれぞれ把握している各月の時間区分別人数の平均を足しあげた数の、合計人数に占める割合を算出。

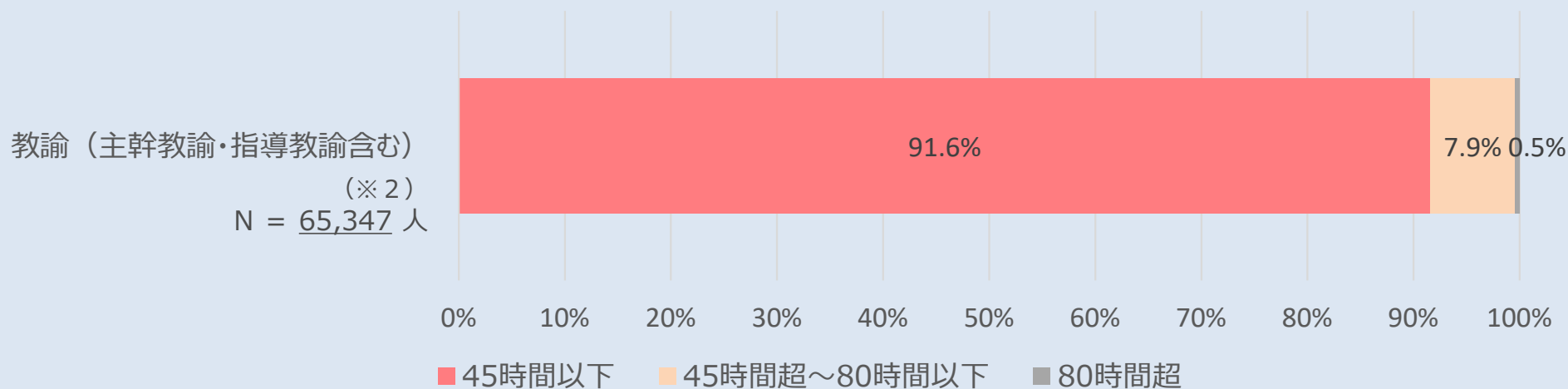
※2 フルタイムで常勤している者に限る。

※3 ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間を把握しており、かつ校外や土日・祝日などに校務として行う業務の時間も把握している状況。

特別支援学校

令和5年度の1年間を通じた、教諭の時間外在校等時間が「月45時間以下」の割合は92%程度となっている。

令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）における各月の時間外在校等時間（「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間）の時間区分別の平均人数の割合（※1）



上記は、令和5年度において、所管する全特別支援学校で客観把握を実施（※3）しており、かつ、校長、副校長・教頭、教諭（主幹教諭・指導教諭を含む）それぞれの職種別に在校等時間のデータを提供可能であった教育委員会（103教育委員会）に係るデータを対象としている。

※1 集計対象の教育委員会でそれぞれ把握している各月の時間区分別人数の平均を足しあげた数の、合計人数に占める割合を算出。

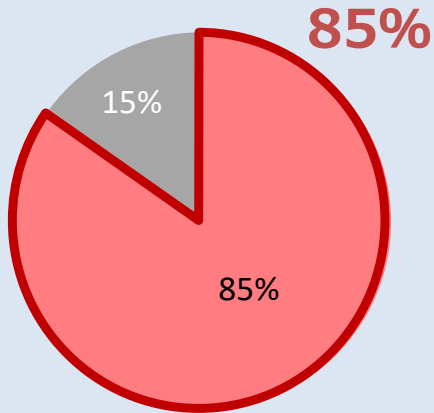
※2 フルタイムで常勤している者に限る。

※3 ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間を把握しており、かつ校外や土日・祝日などに校務として行う業務の時間も把握している状況。

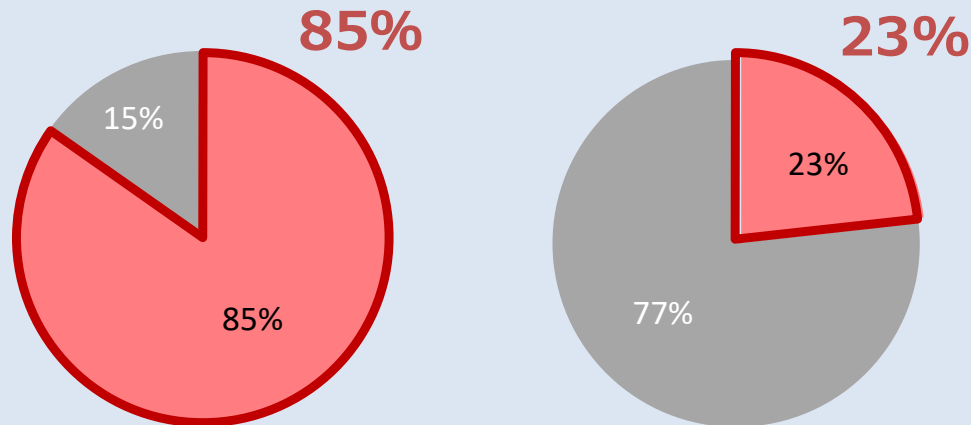
所管する学校の在校等時間やその縮減に向けた取組状況の公表については、都道府県・政令市において90%程度実施されているが、市町村においては20%程度の実施にとどまっている。

在校等時間を公表している
教育委員会の割合

■ 公表している ■ 公表していない



都道府県 (N = 47)

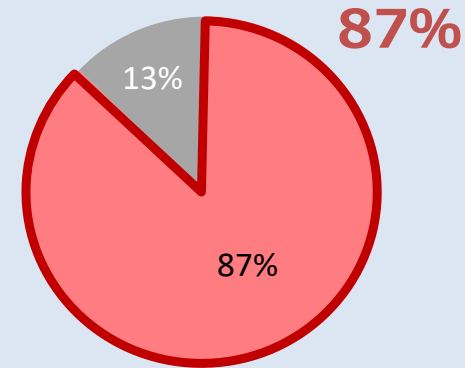


政令市 (N = 20)

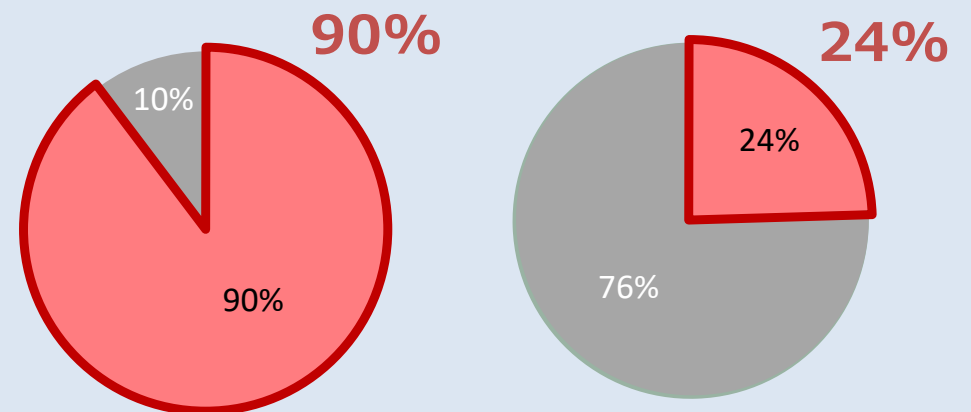
市町村 (N = 1,731)

在校等時間の縮減に向けた取組状況を公表している
教育委員会の割合

■ 公表している ■ 公表していない



都道府県 (N = 47)



政令市 (N = 20)

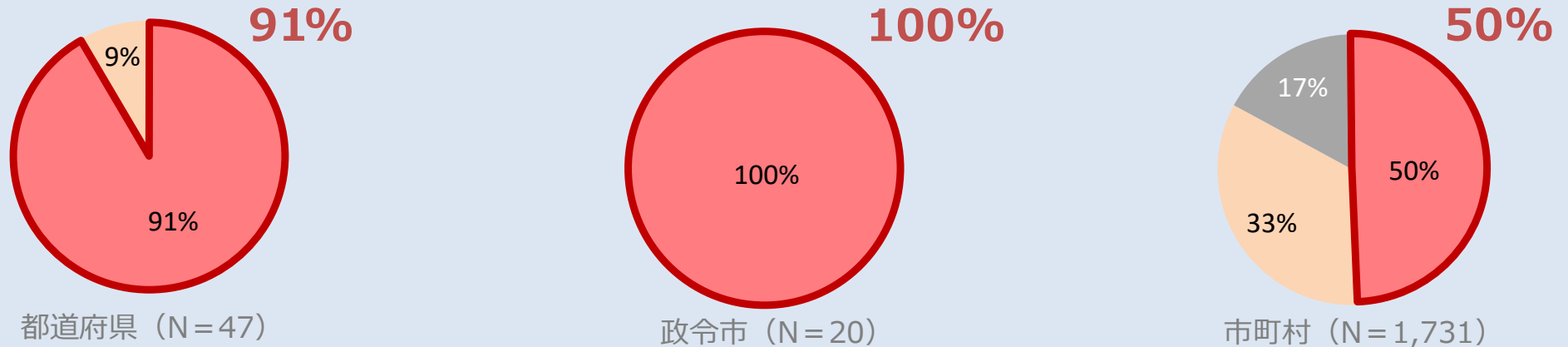
市町村 (N = 1,731)

－中教審答申事項等に係る取組状況－

所管する学校における業務改善に向けたPDCAサイクルの構築状況については、都道府県において90%程度、政令市においては100%実施されているが、市町村においては50%の実施にとどまっている。

所管する学校における業務改善の取組の促進にかかる定量的なフォローアップ（※1）を実施しており、**業務改善のPDCAサイクル（※2）を構築**している教育委員会の割合

■ 既に実施した又は実施中 ■ 実施に向けて検討中 ■ 特に取り組んでいない、取り組む予定はない



「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）
～全ての子どもたちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～（令和6年8月27日 中央教育審議会）

3. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築等
(教育委員会における取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築)

- （前略）教育委員会や学校における取組状況の差が見られる状況や上限指針が定められたにもかかわらず取組が進捗していない教育委員会が一定数に上ること等を踏まえつつ、全ての教育委員会において学校における働き方改革の実効性を向上させる観点から、教育委員会をはじめとする関係者の当事者意識を今よりも高めるために、全ての服務監督教育委員会における取組状況の公平な「見える化」及びそれを通じたPDCAサイクルの構築が不可欠である。

※1 定量的なフォローアップについては、例えば、時間外在校等時間の把握とその改善に向けた検討等が考えられる。

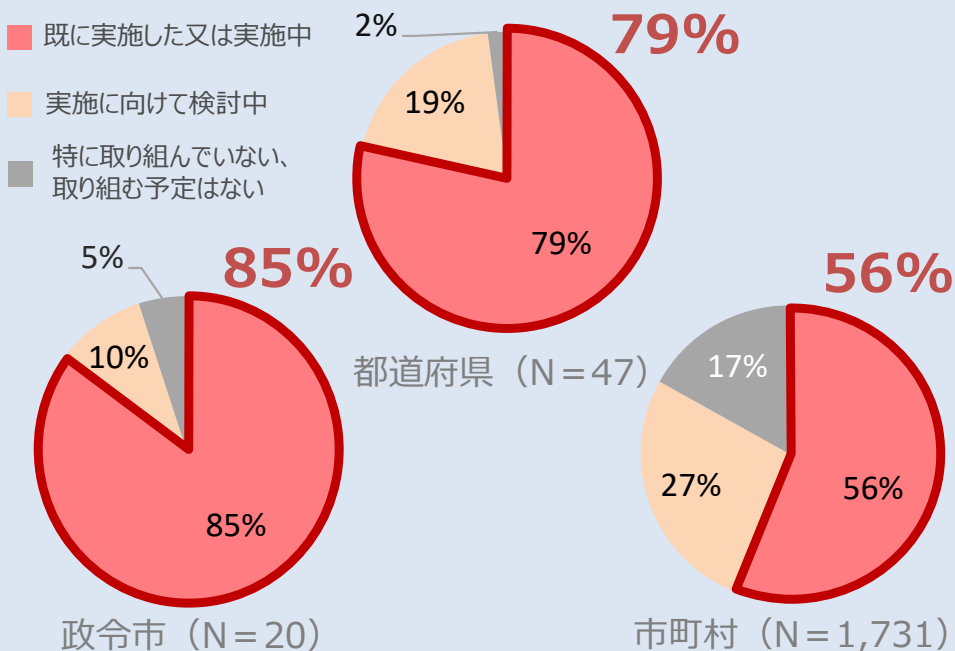
※2 具体的には、

- ・C（チェック）：教師の在校等時間などの働き方や業務量の現状やその改善に向けた各学校における働き方改革推進の取組の進捗状況の把握など
- ・A（アクション）：C（チェック）を踏まえ、学校全体が長時間の在校等時間となっている管理職へのヒアリングや特に長時間の在校等時間の教師についての改善策の検討、さらには、管理職マネジメント研修の実施の検討やCで把握した各学校における取組の進捗状況を踏まえた改善の検討など
- ・P（プラン）：A（アクション）、すなわち教師の在校等時間などの働き方や業務量の現状やこれまでの取組を通じて改善を図った取組内容や好事例、そして取組の進捗状況を踏まえた改善方策の設定・公表など
- ・D（ドゥ）：公表した内容をふまえ、各服務監督教育委員会及び各学校において働き方改革を推進などというサイクル。

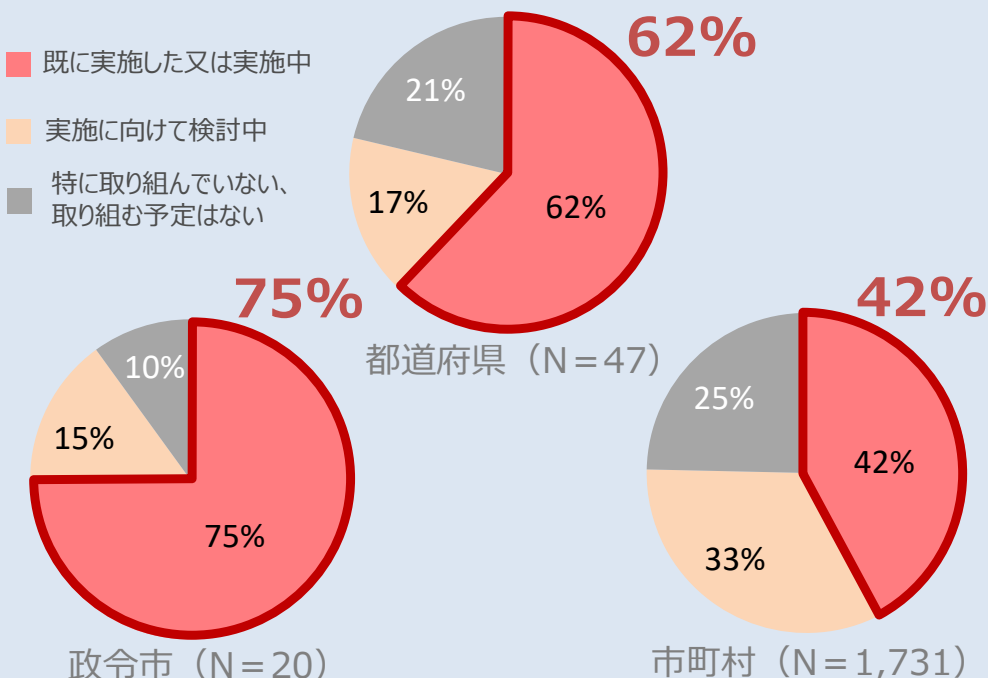
－中教審答申事項等に係る取組状況－

学校運営協議会や総合教育会議における、教師を取り巻く環境整備等についての議題化など、保護者や地域住民、首長部局等の理解・協力・連携に係る状況については、引き続き取組を加速させる必要がある。

所管する学校において、**学校運営協議会での学校における働き方改革についての議題化を促す**など、**保護者や地域住民等の理解を得ながら取組を進めるよう指導・助言**している教育委員会の割合



学校における働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備について、**総合教育会議で議題として取り上げている教育委員会の割合**



「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）
～全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～（令和6年8月27日 中央教育審議会）

3. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(2) 保護者、地域住民、首長部局等との連携・協働

- また、学校における働き方改革の実効性を向上するためには、保護者や地域住民、首長部局等の理解・協力・連携が不可欠である。特に、学校は地域に根差した教育を行うことを求められており、教職員と保護者や地域住民は、信頼に基づいた対等な関係の下、連携・協働して学校づくりを進めることが重要である。このような観点から、
 - ・保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら取組を進めていくため、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進に更に取り組むとともに、特に学校は、学校における働き方改革について学校運営協議会等の場で積極的に議題として取り扱うことが必要である。このため、国及び教育委員会においては、学校運営協議会制度等を活用した働き方改革の実効性の向上のための手立てについても検討する必要がある。
 - ・加えて、首長部局と教育委員会が一体となって取組を推進するため、働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備について、各地方公共団体が総合教育会議で議題として積極的に取り上げることを推進する必要がある。

－中教審答申事項等に係る取組状況－

取組内容	◆ : 今年度新規で調査した項目	★ : 実施率(※1)が80%以上の項目	▲ : 直近の調査結果に比べて5%以上増加している項目	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,731)	総計 (n=1,798)
	①所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外在校等時間の縮減に向けた 業務改善方針や計画等を作成している		★		100%	100%	66.4%
②業務改善のPDCAサイクルの実施に係る目標について、 在校等時間に係る目標 を掲げている		★	◆	93.6%	95.0%	59.4%	60.7%
③業務改善のPDCAサイクルの実施に係る目標について、在校等時間の縮減以外の 働き方改革の多面的な目的を踏まえた目標 を地域の実情に応じて追加的に設定している			◆	63.8%	80.0%	26.2%	27.8%
④教育委員会において学校における 働き方改革の担当部局を明確化 している		★	◆	100%	100%	83.1%	83.8%
⑤学校現場における 保護者や地域住民からの要望や提案等への対応の負担軽減 に資する取組を行っている		★	◆	83.0%	75.0%	43.7%	45.1%
(うち、「既に実施した又は実施中」「実施に向けて検討中」の取組内容)(※2)							
・ 対応困難な事案に対する弁護士、カウンセラー等の専門家の活用				95.2%	94.7%	70.2%	71.5%
・ 教育委員会における保護者等の対応窓口の開設				35.7%	21.1%	42.9%	42.3%
・ 教職員向け研修の実施				47.6%	52.6%	24.9%	26.1%
・ 対応マニュアル・手引き等(教育センター等における教職員向け研修資料を含む)の作成・周知				42.9%	52.6%	17.3%	18.8%

※1 各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のうち、【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

※2 複数回答式のため、各項目の総和は100%と合致しない。

取組内容	◆ : 今年度新規で調査した項目 ★ : 実施率(※1)が80%以上の項目 ▲ : 直近の調査結果に比べて5%以上増加している項目			
	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,731)	総計 (n=1,798)
⑥所管の学校施設の地域開放について、 利用手続きや鍵の受け渡しなどを教師が関与しない方法で実施している	55.3% ◆	★90.0% ◆	68.7% ◆	68.6% ◆
⑦令和6年度当初、標準授業時数を大幅に上回って(年間1,086単位時間以上)教育課程を編成していた学校に対して、 令和7年度の教育課程編成において、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画とする指導・助言を行っている	★87.2% ▲	★85.0% ▲	★82.0% ▲	★82.2% ▲
⑧学校行事について、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図ることなど、 学校行事の精選・重点化、または準備の簡素化、省力化を図るような指導・助言をしている	★97.9% ▲	★100% ▲	★85.2% ▲	★85.7% ▲
⑨教育委員会から 学校宛での調査や通知・事務連絡について、発出している数の把握 をおこなっている	★85.1% ▲	★85.0% ▲	44.2% ▲	45.7% ▲
⑩ 学校事務の共同実施 をしている	34.0% ▲	★85.0% ▲	74.6%	73.7%
⑪教育委員会として、 各学校の労働安全衛生体制の整備・充実に向けた取組 を行っている	★97.9% ◆	★100% ◆	74.9% ◆	75.8% ◆
⑫ ストレスチェックや別の調査等において、教員の仕事と生活への満足度について、教育委員会で把握 している	★93.6% ◆	★95.0% ◆	69.0% ◆	70.0% ◆

- 「学校・教師が担う業務に係る3分類」(※)に係る取組状況については、全体的に順調に取組が進んでいるが、教育委員会間の取組状況の差が見られる。
- 14項目の中でも、「登下校時の対応」、「授業準備」、「学習評価や成績処理」については、昨年度から全体で5ポイント以上伸びている。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

※ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)(213号)(平成31年1月25日)」で示された分類。

基本的には学校以外が担うべき業務

取組内容	◆ : 今年度新規で調査した項目 ★ : 実施率(※1)が80%以上の項目 ▲ : R5調査に比べて5%以上増加している項目			
	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,731)	総計 (n=1,798)
①登下校時の対応は、 学校以外の主体 （地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している	47.4%▲	★85.0%	73.0%▲	72.6%▲
②放課後から夜間等における見回り、 児童生徒が補導された時の対応 は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している	38.3%▲	45.0%▲	44.9%▲	44.7%▲
③ 学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理 は、公会計化または 教師が関与しない方法 （地方公共団体や教育委員会による徴収・管理を含む）で徴収・管理等を行っている	68.1%	70.0%▲	45.9%	46.7%
④ 地域人材等との連絡調整 は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、 地域学校協働活動推進員 （社会教育法第9条の7）等の 学校以外の主体 が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している	38.3%▲	70.0%▲	50.7%	50.6%

※1 各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のうち、【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

※2 問①は、所管する全ての学校において、該当する業務がない教育委員会数を対象から除いた上で実施率を算出している。

学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

取組内容	◆ : 今年度新規で調査した項目 ★ : 実施率(※1)が80%以上の項目 ▲ : R5調査に比べて5%以上増加している項目			
	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,731)	総計 (n=1,798)
⑤学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、 事務職員等 が中心となって回答するよう各学校に促している	38.3%	65.0%	41.1%	41.3%
⑥児童生徒の休み時間における対応は、 地域人材等 の協力を得ている	8.5%	45.0%▲	7.6%	8.0%
⑦校内清掃は、 地域人材 の協力を得ることや 民間委託等 をしている	31.9%	70.0%▲	18.5%	19.4%
⑧部活動について、 部活動指導員 をはじめとした外部の人材の参画を図っている	★100%	★100%	73.4%	74.4%

※1 各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のうち【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

※2 問⑧は、所管する全ての学校において、従前から部活動が設置されていない教育委員会数を対象から除いた上で実施率を算出している。

教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

取組内容	◆：今年度新規で調査した項目 ★：実施率が80%以上の項目 ▲：R5調査に比べて5%以上増加している項目			
	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,731)	総計 (n=1,798)
⑨給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得ている	40.4%▲	60.0%▲	23.9%	24.7%
⑩授業準備について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	★85.1%▲	★100%	79.7%▲	★80.0%▲
⑪－1 学習評価や成績処理の補助的業務について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	57.4%▲	★85.0%▲	48.6%▲	49.3%▲
⑪－2 学習評価や成績処理の補助的業務について、採点ソフトを導入するなどICTの活用を図っている	★93.6%◆	70.0%◆	47.9%◆	49.4%◆
⑫学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促している	72.3%▲	★95.0%▲	55.2%	56.1%
⑬進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や支援スタッフ等の参画・協力を進めている	★93.6%	60.0%	11.1%	13.8%
⑭支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている	★100%	★100%	★98.4%	★98.4%

※ 各取組について、【a:既の実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のうち、【a:既の実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

教職員の勤務状況に係る 地域・保護者への「見える化」

(山梨県北杜市立長坂中学校)

本校教職員の働き方改革について保護者や地域の理解と協力を得るため、教職員の月時間外在校等時間を、学校だよりに掲載し、HPに公表。前年度と令和6年度の比較を適時掲載することで、働き方改革の進捗を保護者や地域にも伝えるなどの工夫をしている。

どのような背景から始まった取組ですか？

校長先生



- 働き方改革に対する理解や協力を得るためにも、本校の教職員の勤務状況を、保護者や地域の方々に知ってもらう必要性を感じていました。
- 前年度から、本校の様子を保護者や地域の方々に広くお伝えするため学校だよりをHPに掲載していましたので、この学校だよりに掲載するのが最も効果的だと考えました。
- 時間外在校等時間が多い月には、その要因となった業務（学校行事やテストの作成・採点、進路指導等）についても学校だよりに記載し、時間外在校等時間がなくなった背景も知ってもらえるようにしています。

保護者



- 自分に置き換えると、先生たちがかなり厳しい生活を送っていることがわかりました。協力できることがあれば言ってください。

先生



- 自分と他の職員の時間外在校等時間を比較することができ、自分の働き方を見直すきっかけになりました。

学校種を超えた管理職の働き方改革研修

(山梨県教育委員会)

令和5年度から、県内全ての公立学校の管理職等を対象に「学校の働き方改革フォーラム」を開催。小学校・中学校・高等学校・特別支援学校それぞれの実践事例の共有や討論を通じ、管理職としての意識を高めるとともに働き方改革への理解を深め、校種を超え、更なる改革に向けて実践可能な具体策を学び合う機会を創出。

具体的にどのような取組ですか？

教育委員会



県教育委員会では、働き方改革は全員が担当者との考えの下、行政主導の取組に加え、学校現場においても自ら働き方改革を進めてもらうため、全ての教職員に「自分事」として取り組んでもらいたいと考えていました。

- 働き方改革は全ての学校で共通のテーマであるため、県内全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の管理職を対象にしたフォーラムを令和6年度は11月に開催し、会場とオンラインで計332名が参加しました。
- 県の本気度が伝わるように県教育長が進行を務め、各校種の校長による実践事例の紹介と「ウェルビーイングを実現する学校づくり」をテーマにした討論を行いました。また、各教職員が自らの働き方を見つめ直し「自分事」として取り組むための「校内研修活用シート」も各校に提供しました。

県立学校
管理職



他校の校長が、苦勞しながらも真剣に働き方改革に取り組んでいる姿に共感し、自分の学校でもさらに取り組める余地がないか、考えるきっかけになりました。

市立学校
管理職



市内の校長会とは違い、異なる学校種の話を通じて、管理職としての責任を痛感するとともに、新たな視点から自分の学校の状況を見つめ直すことができました。

参加者からは、どのような反応がありましたか？


地域・保護者向けの「共同メッセージ」の発表

(島根県教育委員会、県内全19市町村教育委員会)

令和5年12月、県教育委員会と県内全19市町村教育委員会の教育長が、登下校時における見守りへの協力や、勤務時間内の電話対応など、保護者・地域にお願いしたいことを具体的にまとめた「共同メッセージ」を採択し、県内各市町村の教育長の決意表明と併せて発表。


取り組みのきっかけはなんですか？

県教育委員会


- 
 若年層教員の退職や教員不足が課題としてあったため、一層の働き方改革の推進に向けて、県教育長のリーダーシップのもと、「共同メッセージ」を発表しました。
- その際、「学校・教師が担う業務に係る3分類」の「基本的に学校以外が担うべき業務」の中でも、まずは、県内市町村で取組が進んでいなかった、登下校時における見守りへの協力を保護者・地域に呼びかけることにしました。

どのような成果や効果が見られましたか？

校長先生

- 
 学校から保護者に「学校の仕事を減らします」とは言いづらいので、メッセージの発表で背中を押してもらい、ありがたかったです。これによりPTA総会や学校運営協議会等で保護者・地域に働き方改革への理解・協力をお願いすることができました。

保護者・地域住民

- 
 勤務時間外での学校への電話を極力避けるようになりました。
- 学校行事の運営など、何か手伝えることがないか、考えるようになりました。

ご協力いただきたいこと

(実施する取組や時間は、市町村・学校によって異なることもあります。)



学校へのお電話は、緊急時を除き、可能な限り勤務時間内にお願します。

教職員の勤務時間は、学校によって異なりますが、概ね午前8時頃から午後5時頃までです。
なお、学校からの電話連絡は保護者さまに連絡が取れる時間に行うことがあります。



登下校については、引き続き、ご家庭・地域での見守りにご協力をお願いします。

子どもたちの安全な登下校のため、引き続き、皆さまの協力をお願いします。また、校外生活についてもご家庭でのご指導をお願いします。



地域・学校の連携を推進するためにも、学校へ参加を求めたい場合は、平日・勤務時間内の開催もご検討ください。

学校によっては、学校が開催する会合についても、参加者誰もが参加しやすい時間・方法の工夫を進めます。


スクールロイヤーへの相談体制充実による学校における課題対応の負担軽減

(群馬県前橋市教育委員会)

スクールロイヤーが、保護者からの過剰な苦情や不当な要求対応や、いじめ対応など、学校で発生する様々な課題において、法的観点からの助言を行うことで、各学校において、諸課題に適切に対応するとともに、教職員が児童生徒への指導に専念できる体制づくりを行っている。


具体的にはどういった制度でしょうか？

教育委員会


- 
 市内を4ブロックに分けて、各ブロックについて1名ずつ担当のスクールロイヤーを決めています。
- スクールロイヤーは、群馬弁護士会の推薦により選出しており、4名それぞれと1年間の委託契約を結んでいます。
- 学校で課題が生じたら、学校は教育委員会を介することなく、直接スクールロイヤーに相談することができます。また、学校の要請を受け、教職員向けの研修や児童生徒向けのいじめ防止授業を行っています。

どのような効果を感じていますか？

先生

- 
 学校で課題が生じた際に、スクールロイヤーにすぐに相談することができ、迅速な問題解決につながっています。
- 例えば、保護者からの要求に対してどこまで応じるべきかスクールロイヤーに相談できることで、大きな安心感をもって法的根拠に基づいた対応をとることができています。

教育委員会

- 
 担当ブロックを分けていることで、スクールロイヤーは地域性に応じた助言を行うことができています。また、4人のスクールロイヤー間で連携して対応を行うこともあり、それにより、様々な課題に対して、各弁護士の得意分野を活かした適切な法的助言を行っています。

部活動時間短縮と授業時数見直しの一体的推進

(新潟県妙高市教育委員会)



市教育委員会が主体となり、市内全中学校の授業時数の見直しと部活動の活動時間の短縮を一体的に実施することで、部活動終了時刻を教職員の勤務終了時刻及びそれ以前の時刻に設定した。これにより、生徒の下校時刻が早まり、教職員の長時間勤務の抑制につながっている。

どのような課題がありましたか？

教育委員会



- 所管する中学校では、時間外在校等時間が45時間超となる大きな要因が部活動であり、時間外在校等時間を短縮するためには部活動改革が不可欠と考え、市内3中学校の校長先生と相談して市内一律で取り組むことにしました。

具体的にはどのように取り組みましたか？

教育委員会



- まず、それまで年間1,085単位時間を超えていた年間授業時数の計画を見直し、5時間授業日を増やしたり、夏休み等の長期休業期間の日数を見直したりしました。
- その上で、基本的に部活動は5時間授業日(週3日及び週4日)に実施することとし、その終了時刻は原則16:35としました。
- 地区大会や新人大会が行われる前期(4月~9月)においては、より部活動の時間を確保できるよう、5時間授業日を週4日としました。

取り組む上で工夫したことはありますか？

教育委員会



- 全ての学校で下校時にバスを利用する生徒がいる中、部活動の終了時刻が早まったことで、下校時にタイミングよく乗れるバスがないという課題がありました。そこで、バス会社と協力体制を構築し、運行ダイヤの調整を行うことで、生徒の帰宅手段を確保しました。

関係者への説明はどのように行いましたか？

教育委員会



- 中学校入学を控えた小学校6年生、部活動の当事者である中学校1・2年生、保護者、部活動指導員、先生方に対して、それぞれ説明会を複数回実施しました。市教育委員会が主体となって、前年度の3学期に取組の目的を説明し、令和6年度から取組を開始しました。
- まずは先生方の理解を得ることが重要だと考えていたので、最初に先生方への説明会を実施し、「子どもたちによりよい教育をする」ことが働き方改革の目的であることを伝えました。
- 小学生と中学生に対しても、部活動の時間がこれから変わることを丁寧に説明しました。また、部活動の時間が短縮することで生まれた時間を有効活用する方法について考える機会も設けることで、自分の時間の使い方を見直すきっかけとしました。

一連の取組についてどのように感じていますか？

先生



- 教育委員会が保護者や部活動指導員への説明会を複数回実施してくれたため、混乱なく本取組に移行できていると感じています。自身の勤務状況としても、部活動の時間が勤務時間内におさまったことにより、前年度よりも早く帰れる日が増えました。

共有フォルダの活用によるメールの送信件数の削減

(岐阜県教育委員会)

学校への事務連絡等に係るメール送信件数を削減するため、教育委員会と県立学校双方が閲覧可能な共有フォルダ上に文書をアップロード。共有フォルダからオンライン上で文書を閲覧できるため、紙で印刷したり、全員に配布したりする必要がなくなり、校内の共有に係る負担が軽減。

取組を始めたきっかけはなんですか？

教育委員会



- 以前から、教育委員会から学校に送る文書が膨大となっており、主に文書をチェックする教頭の業務負担が大きいということを課題に感じていました。
- そのような中、従来から利用されていた、県立高校と県立特別支援学校の全ての教職員が閲覧可能な教育情報ポータルを有効活用し、共有フォルダによる文書の共有を令和5年度末から開始しました。
- 他方で、提出が必要な調査等はメールで送る等、案件によってメールと共有フォルダを使い分ける工夫をしています。

どのような成果や効果が見られましたか？

教頭先生



- 従来と方法が変わったことで、最初は戸惑いや不安もありましたが、使い慣れるととても便利で、業務の負担が減っていることを実感しています。教育委員会から毎月百件を超える文書が送られてきますが、逐一印刷して掲示等する必要がなくなり、校内に文書を共有する業務負担が軽減されました。他の教職員もシステム上で文書を確認できるので、連絡が漏れてしまう心配もなくなりました。

先生



- 共有フォルダ上で閲覧できるので、必要な文書にすぐアクセスすることができて、とても便利です。

域内全小・中学校への時差出勤制度の導入

(宮崎県日南市教育委員会)

前年度にモデル校で実施した「時差出勤制度」を令和6年度から所管する全小・中学校で導入。通常の勤務時間を30分～1時間ずらすことを可能とし、教職員の柔軟な働き方を推進。

具体的にはどういった制度なのでしょう？

教育委員会



- 通常の勤務時間（8:00～16:30）の他に、月5回まで、右記の勤務時間とすることを申請することができます。希望日の前日までに各校の管理職に申請します。

勤務形態	
A勤務	7:00～15:30
B勤務	7:30～16:00
C勤務	8:30～17:00
D勤務	9:00～17:30

制度の導入に当たっての工夫はありましたか？

教育委員会



- モデル校には、校舎の解錠・施錠が制度利用の制約にならないように、各教職員が可能な限り分担して対応するよう、お伝えしました。また、勤務時間が児童生徒の日課と合わないこともあることから、学年全体で児童生徒を見る体制を構築するなど、制度の実効性を高めるための工夫をお願いしました。
- 全小・中学校への導入に当たっては、事前に、保護者へ制度の趣旨・内容を保護者に明確に伝えられるよう、教育委員会と各学校が共同で事務連絡を发出了しました。

学校ではどのように制度が活用されていますか？

教育委員会



- 前年度のモデル校では、教職員1人当たり月約3回程度、制度を利用されました。

先生



- 子供の保育園や病院への送迎などの用事に合わせて、時間差勤務を活用できるので、とても助かっています。

ICTの活用による問題作成・採点に係る負担軽減

(愛媛県教育委員会、県内20市町教育委員会)

令和4年度までに、システム上でテスト問題作成から採点・集計まで可能な「えひめICT学習支援システム (EILS) ^{エイリス}」を県内全市町で導入。令和6年度からは、紙の答案も採点・集計可能となるシステム (EILS-PBT) との連携により、教師の成績処理に係るさらなる負担軽減を図っている。

取組の背景はなんですか？

教育委員会。 本県では、えひめICT教育3か年計画「ICT未来創造プラン」(令和3年度制定)を踏まえ、ICTの活用による、児童生徒の学習成果と課題の早期把握による「個別最適な学び」の実現と、教師の採点・集計業務の「負担縮減」の実現を目指し、県内全20市町の理解を得て、県内公立学校への本システムの積極的な展開を図ってきました。

本システムをどのように活用していますか？

先生

- 問題作成に当たっては、県教委作成の学習教材や教師作成の良問もシステム上で共有されているので、テスト問題作成の時間削減につながっています。

教育委員会

- また、紙の答案用紙でのテスト問題の解答も、スキャンしてシステム上に読み込むことで、システム上での採点・集計を行っています。

先生

- テスト問題のうち、記号や数字、英単語で解答する設問については、あらかじめ設定した正答データに照らして自動的に採点されます。他方、記述形式の設問については、システム上で解答を一覧化することができるため、採点の補助として活用されています。

どのような効果を感じていますか？

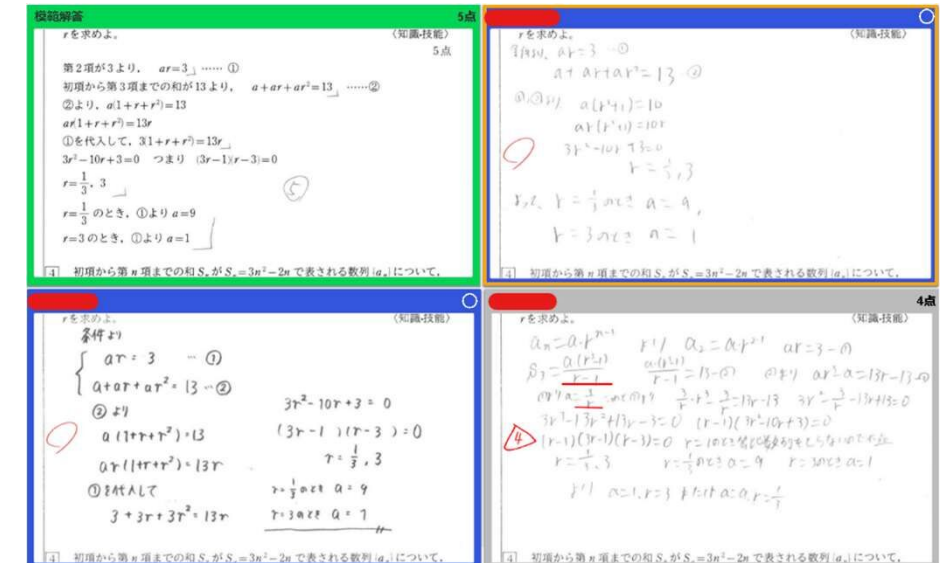
先生

- 本システムの活用により、従来の半分くらいの時間で、テストの採点や点数集計ができています。

(システム上での紙の答案用紙の採点画面)



※左上に表示された正答を見ながら各児童生徒の解答を採点(上記では右下の白のマスを採点中)。



※正答(左上)の採点基準を見ながら部分点を付けることも可能。児童生徒の解答が一覧化されているので、同じ基準で採点をしやすい。


臨床心理士の派遣等による ストレスチェック結果の更なる活用

(大阪府枚方市教育委員会)


ストレスチェックの結果が組織改善のヒントとなることに注目し、学校ごとのストレスチェック結果を各学校にフィードバックし、ストレスチェック結果を踏まえた職場環境改善の取組を推進している。

具体的にどういった取組をしていますか？

教育委員会


- 
 各校で主体的に取組を進められるよう、ストレスチェック結果の見方や、それを踏まえた職場環境改善のための方策について、研修や学校間交流、資料配布等によって意識向上を図った上で、各校にストレスチェック結果をフィードバックしています。
- 更にストレスチェック結果を職場環境改善に活かせるよう、必要に応じて、教育委員会において任用している臨床心理士と学校をつないだり、各校に派遣しています。

学校管理職


- 
 教育委員会から提供された情報を参考に、業務分担の見直しや相談しやすい環境の整備等、ストレスチェック結果を踏まえた職場環境改善の取組を実施しています。

どのような効果を感じていますか？

学校管理職

- 
 自校のみならず、市内全校の平均値も共有してもらえるため、自校の課題を客観的に認識することができ、今後の取組を検討する上でのヒントになっています。
- ストレスチェックの意義理解が進んだことで、ストレスチェック受検率も向上し、令和2年度は57%だった受検率が、令和6年度は92%（前期）になりました。

教育委員会

- 
 働き方改革の取組指標にストレスチェックの結果を挙げる学校が増え、自校の強みと弱みを衛生委員会や業務改善委員会等で検証するようになってきました。


適切な業務分担等のマネジメントの推進と併せた 勤務間インターバル制度の導入

(福岡市教育委員会)

十分な生活時間や睡眠時間を確保し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることを可能にするため、令和4年9月より、終業時刻から翌日の始業時刻の間に11時間以上の休息時間を確保する、勤務間インターバル制度を導入している。


取組の背景はなんですか？

教育委員会


- 
 本市では、これまでも長時間勤務を解消するために、時間外在校等時間について、「月」単位で上限時間を設定し、管理を徹底してきましたが、教員の勤務時間管理等をさらに進めるためには、「日々」の帰る時間を意識した働き方を行うことも重要であることから、勤務間インターバル制度を導入しました。

どのように本制度が活用されていますか？

教育委員会



- 
 業務の持ち帰りに繋がらないよう、制度の趣旨を継続的に周知・徹底しています。
- インターバルの確保状況等について、毎月学校から教育委員会に報告してもらい、その状況等を踏まえ、必要に応じて学校と協議しています。

学校管理職

- 
 インターバルの確保のため、適切な業務分担や協力体制の構築等のマネジメントを行うことを意識しています。

どのような効果を感じていますか？

先生

- 
 管理職の意識が変わり、帰りやすくなりました。
- 退勤時刻を意識して、計画的に業務を処理するようになりました。
- 
 インターバルを確保するため、学校が業務の見直しや負担の平準化などを検討するようになりました。